

平成26年旭市議会第1回臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）その1

平成26年1月21日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 仮議席の指定
 - 第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 第 4 市長挨拶
 - 第 5 議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 仮議席の指定
 - 日程第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 日程第 4 市長挨拶
 - 日程第 5 議長の選挙
-

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	多 田 哲 雄	秘書広報課長	堀 江 通 洋
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	米 本 壽 一
企画政策課長	伊 藤 浩	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	馬 淵 一 弘
環 境 課 長	新行内 弘	保険年金課長	加 瀬 喜 久
健康管理課長	野 口 國 男	社会福祉課長	加 瀬 恭 史
子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子	高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一
商工観光課長	堀 江 隆 夫	農 水 産 課 長	大久保 孝 治
建 設 課 長	高 野 晃 雄	都市整備課長	林 利 夫
下 水 道 課 長	石 毛 隆	会 計 管 理 者	宮 應 孝 行
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	鈴 木 邦 博
病院事務部長	菅 谷 敏之史	病院経理課長	土 師 学
庶 務 課 長	横 山 秀 喜	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	佐久間 隆	体育振興課長	石 嶋 幸 衛
監 査 委 員 事 務 局 長	田 杭 平 三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 木 寛 幸

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

午前10時 0分

○事務局長（伊藤恒男） おはようございます。議会事務局長の伊藤恒男でございます。

さて、本日、平成26年旭市議会第1回臨時会が招集されましたが、この議会は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

本日の出席議員中、年長の議員は林正一郎議員でございます。

それでは、林正一郎議員、よろしくお願いいたします。

（林 正一郎、議長席に着席）

○臨時議長（林 正一郎） ただいまご紹介をいただきました林正一郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時 1分

◎日程第1 開 会

○臨時議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 仮議席の指定

○臨時議長（林 正一郎） 日程第2、仮議席の指定。

仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第3 当選議員及び市長並びに説明員紹介

○臨時議長（林 正一郎） 日程第3、当選議員及び市長並びに説明員紹介。

これより当選議員及び市長並びに説明員の紹介をいたします。

初めに、当選議員の紹介を事務局長からお願いいたします。

（事務局長 伊藤恒男 紹介をする）

○臨時議長（林 正一郎） 続いて、市長並びに説明員の紹介を総務課長からお願いいたします。

（総務課長 米本壽一 紹介をする）

◎日程第4 市長挨拶

○臨時議長（林 正一郎） 日程第4、市長挨拶。

ここで市長よりご挨拶があります。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

このたびの市議会議員選挙において市民の信任を得て選ばれました議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

さて、本日ここに平成26年旭市議会第1回臨時会を招集させていただき、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。議員の皆様におかれましては、厳しい選挙戦を経て、めでたく当選され、初の議会を迎えられましたことを大変喜ばしく思っております。任期中は、市政運営へのご理解をいただき、市民の福祉と市民生活の安定、そして市政の発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月の東日本大震災から間もなく3年が過ぎようとしております。これからの市政運営に当たり、私は震災からの復興を重点施策に位置づけ、まちづくりを進めてまいり所存であります。そのほか人口減少対策や旭市基本計画の推進を柱に、旭市を日本一住みよいまちにしていきたいと強い思いを持っております。

このような重要な時期に皆様をお迎えして、ともに市政の運営に携わることができますこ

とを心強く感じているところであります。今後、私ども行政の側といたしましても、事務の効率化等の行財政改革の推進に努め、自立したまちづくりに邁進してまいらる覚悟であります。市民みんなの英知を結集して、努力と団結により、この旭市を一体感のあるまちにしたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を重ねてお願いいたします。

議員の皆様のご活躍を心からご祈念申し上げまして、開会のご挨拶に代えさせていただきます。

◎日程第5 議長の選挙

○臨時議長（林 正一郎） 日程第5、議長の選挙。

議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○臨時議長（林 正一郎） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○臨時議長（林 正一郎） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（林 正一郎） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は、無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○臨時議長（林 正一郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（林 正一郎） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

7番、飯嶋正利議員、8番、宮澤芳雄議員、以上の2議員を指名いたします。

飯嶋正利議員、宮澤芳雄議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○臨時議長（林 正一郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 高橋利彦議員 22票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、高橋利彦議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高橋利彦議員が議場におられますので、会議規則第32条第

2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦勞さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○臨時議長(林 正一郎) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(林 正一郎) ただいま議長に当選されました高橋利彦議員より就任のご挨拶が
ございます。

ご登壇願います。

(21番 高橋利彦 登壇)

○21番(高橋利彦) 一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは議員皆様方のご支援をいただきまして、議長という重職を賜りまして、身の引き締まる思いでございます。そういう中で皆さん方には改めて心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、皆さん方ご承知のように、私はただ議員経歴が長い、そして年を重ねているだけでございます。本当に浅学非才でございますが、皆さん方のお力添えをいただきまして、これから全身全霊を傾けまして、旭市の発展、そして旭市議会発展のために尽力を尽くしてまいる所存でございます。

どうぞ議員の皆さん、そして執行部の皆さん、ご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(林 正一郎) ここで議長を交代いたします。

議長、高橋利彦議員、議長席にご着席願います。

(臨時議長 林 正一郎 議長席退席)

(議長 高橋利彦 議長席着席)

議 事 日 程 （第 1 号）その 2

平成 2 6 年 1 月 2 1 日（火曜日）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 1 0 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 1 1 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 1 2 議案上程
- 第 1 3 提案理由の説明
- 第 1 4 議案の補足説明
- 第 1 5 質疑、討論、採決
- 第 1 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員会委員の選任
- 日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

日程第 1 0 東総衛生組合議会議員の選挙

日程第 1 1 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 1 2 議案上程

日程第 1 3 提案理由の説明

日程第 1 4 議案の補足説明

日程第 1 5 質疑、討論、採決

追加日程第 1 閉会中の所管事務調査申出書の件

日程第 1 6 閉 会

午前10時31分

◎日程第1 議席の指定

○議長（高橋利彦） 日程第1、議席の指定。

議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の仮議席を本議席に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利彦） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。

1番、林晴道議員、2番、高橋秀典議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋利彦） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案説明のため、市長、副市長及び教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第４ 副議長の選挙

○議長（高橋利彦） 日程第４、副議長の選挙。

これより副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（高橋利彦） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利彦） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（高橋利彦） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋利彦） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は、無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長（高橋利彦） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋利彦） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

9番、太田将範議員、10番、伊藤保議員、以上の2議員を指名いたします。

太田将範議員、伊藤保議員は立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長（高橋利彦） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 平野忠作議員 21票

佐久間茂樹議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、平野忠作議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました平野忠作議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○議長（高橋利彦） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（高橋利彦） ただいま副議長に当選されました平野忠作議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１２番 平野忠作 登壇）

○１２番（平野忠作） ただいま副議長に選出していただきました平野忠作でございます。本当にありがとうございました。これからは高橋利彦議長さんとともに旭市発展のため、旭市政発展のため、そして微力ですが、何よりも市民の皆様方が住んでよかったというような市にしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくご支援のほどお願いします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋利彦） ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１１時４９分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５ 常任委員会委員の選任

○議長（高橋利彦） 日程第５、常任委員会委員の選任。

これより常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員は、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

総務常任委員会委員に、高橋利彦議員、木内欽市議員、向後悦世議員、平野忠作議員、伊藤保議員、太田将範議員、林晴道議員、以上７名を指名いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員に、林正一郎議員、佐久間茂樹議員、景山岩三郎議員、林

七巳議員、伊藤房代議員、島田和雄議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、以上8名を指名いたします。

次に、建設経済常任委員会委員に、林俊介議員、滑川公英議員、宮澤芳雄議員、飯嶋正利議員、磯本繁議員、宮内保議員、有田恵子議員、以上7名を指名いたします。

おはかりいたします。常任委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、各常任委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時26分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（高橋利彦） 日程第6、常任委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

各常任委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

総務常任委員会の委員長に向後悦世議員、副委員長に林晴道議員。

文教福祉常任委員会の委員長に林七巳議員、副委員長に島田和雄議員。

建設経済常任委員会の委員長に飯嶋正利議員、副委員長に宮内保議員。

以上のとおりであります。

◎日程第 7 議会運営委員会委員の選任

○議長（高橋利彦） 日程第 7、議会運営委員会委員の選任。

これより議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

滑川公英議員、景山岩三郎議員、向後悦世議員、林七巳議員、伊藤保議員、飯嶋正利議員、以上 6 名を指名いたします。

おはかりいたします。議会運営委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、議会運営委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 2 8 分

再開 午後 1 時 4 3 分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（高橋利彦） 日程第8、議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

議会運営委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に景山岩三郎議員、副委員長に伊藤保議員。

以上のとおりであります。

◎日程第9 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（高橋利彦） 日程第9、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に島田和雄議員と伊藤保議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました島田和雄議員と伊藤保議員を当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、島田和雄議員と伊藤保議員がそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました島田和雄議員と伊藤保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第 10 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（高橋利彦） 日程第10、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に木内欽市議員と向後悦世議員を、同条第4項の規定による議員に宮内保議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました木内欽市議員と向後悦世議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、宮内保議員を同条第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、木内欽市議員と向後悦世議員が同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、宮内保議員が同条第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました木内欽市議員と向後悦世議員と宮内保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第 1 1 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高橋利彦） 日程第11、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

林七巳議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました林七巳議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、林七巳議員が当選されました。

ただいま当選されました林七巳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第 1 2 議案上程

○議長（高橋利彦） 日程第12、議案上程。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。

議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

議案第1号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 工事請負契約の変更について

議案第3号 工事請負契約の変更について

議案第4号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第5号 財産の取得について

◎日程第13 提案理由の説明

○議長（高橋利彦） 日程第13、提案理由の説明。

議案第4号を除く議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日ここに平成26年旭市議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改定を行うものであります。

議案第2号は旭市災害公営住宅建設工事について、議案第3号は（仮称）飯岡地域統合保育所建設工事についての工事請負契約の変更についてでありまして、いずれも公共工事設計労務単価の運用について、特例措置を講ずるよう国から通知があったことに伴い、契約変更の仮契約を締結いたしましたので、これについて議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、旭市立飯岡中学校改築事業用地の取得に当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 地方自治法第117条の規定により、議案第4号に関係いたします林俊介議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時 7分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第4号の提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 議案第4号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、市議会議員から選任した委員1名の任期満了に伴い後任の委員を選出するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、林俊介氏が適任と考え、提案するものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋利彦） 提案理由の説明は終わりました。

ここで林俊介議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時 9分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案の補足説明

○議長（高橋利彦） 日程第14、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 米本壽一 登壇)

○総務課長（米本壽一） 議案第1号について補足説明いたします。

議案第1号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づいて、所要の改正を行うものです。

配付してございます新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正は、県と同様に給料表を改正するものです。初任給を中心に1級から3級まで若年層に限定した改正を行うものでありまして、全体の平均改定率は0.1%の増となります。

次に、附則についてご説明いたします。

今度は議案の7ページになります。

第1項は、施行期日を定めるものでありまして、公布の日から施行するものです。また、給料表の改正については、平成25年4月1日に遡及して適用するものです。

第2項は、既に支給された給与を改正後の給与の内払いとみなす規定でありまして、これにより、改正後の規定によって遡及して計算した額と既に支給された額の差額を後日支給するといったものでございます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第2号及び第3号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、契約を締結した工事の変更に係るものでございます。

平成24年度公共工事設計労務単価、旧労務単価と申しますけども、これを適用して予定価格を積算したものについては、受注者からの申し出により平成25年度公共工事設計労務単価、これは新労務単価になります。これに基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議ができるよう、国から要請通知が発出されました。国において特例措置、また県においても特例措置を実施するということになりまして、これに伴い、旭市においても平成25年4月1日以降に契約を行う工事につきましては、新労務単価に基づく契約に変更するための協議ができるよう特例措置を講じたことによるものでございます。

議案第2号は472万800円、議案第3号は366万4,500円をそれぞれ当初請負額に増額し、契約変更の仮契約を締結したものでありまして、これについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第2号及び第3号、工事請負契約の変更についての補足説明を終了いたします。

○議長（高橋利彦） 財政課長の補足説明は終わりました。

地方自治法第117条の規定により、議案第4号に関係いたします林俊介議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時14分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 米本壽一 登壇）

○総務課長（米本壽一） 議案第4号について補足説明いたします。

議案第4号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意をいただくものです。

今回選任したい方は、旭市神宮寺2934番地にお住まいの林俊介氏、昭和19年2月16日生まれの方です。

また、林氏は、地方自治法第201条で準用する同法第164条第1項及び同法第198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第201条で準用する同法第166条第1項に規定する兼職の禁止並びに同法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 総務課長の補足説明は終わりました。

ここで林俊介議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時17分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 横山秀喜 登壇）

○庶務課長（横山秀喜） 議案第5号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市立飯岡中学校改築事業に係る建設用地の取得についてでありまして、その財産の取得価格及び面積が地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定の該当要件であるため、上程するものであります。

内容について、説明申し上げます。

土地の所在は、旭市横根字後面3746番ほか71筆です。

地積は3万6,285平方メートル、取得金額は1億7,670万7,950円、取得の相手方は千葉県匝瑳市八日市場ハ974番地2、千葉県大利根土地改良区理事長、飯島正義であります。

なお、当該用地は、県営土地改良事業飯岡西部地区において創出された非農用地です。昨年の11月13日に土地改良事業計画が確定し、その後、大利根土地改良区との間で用地売買に係る協議が調ったため、今議会に提案するものであります。

また、本日、参考資料として、位置図を配付させていただきました。

以上で議案第5号、財産の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 庶務課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

おはかりいたします。議案第1号から議案第5号までの5議案は、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までの5議案は、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

◎日程第15 質疑、討論、採決

○議長（高橋利彦） 日程第15、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第5号までの5議案について、順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

滑川議員。

○17番（滑川公英） 先ほどの説明では0.1%増えるということなんですが、1級から3級までで0.1%というと、月でいうとどのくらいの金額になるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ただいまのご質問は月でいうと幾らになるかということでございました。2,000円から100円まで、この上げ幅でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川議員。

○17番（滑川公英） 個別ではそうですが、そうすると月額で全体の市でプラスになる、要するに今までより増える支出というのはどのくらいになるんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 給与というのと給料というのがございます。給与というのは、手当を含めた額であります。給料部分は330万円、給与、手当を含めると、給料が増えたことによる影響による金額は約550万円でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案の審査は途中でありますが、ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

伊藤保議員の発言を許可いたします。

○10番（伊藤 保） 特例措置の質疑をいたします。

まず、1点目に、市とそれから建設業界への労務単価の通達と、その入札日ですね、それはいつか。

それと、2点目に、請負代金額の変更の協議の請求ができるというふうに言われましたけども、請求があったのはいつなのか。

それと、3点目に、追加払いの新労務単価の算定基準、これは何を根拠にしているのか、また旧単価は幾らなのか。

それと、4点目に、1億5,000万円以上は議会の議決事項ですので、今回議案に上がりましたが、議決事項ではないほかの入札での追加払いというのは何件ぐらいあるのか、また金額は幾らか。

5点目に、通達から8か月以上たって出してきたのはなぜなのか、それと6月議会に出してもよかったのではないかというふうに思いますけども、その点質疑をいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の質疑に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、項目多数ございますので、また漏れがありましたらご指摘のほうお願いいたします。

まず、1点目、入札日の関係でございますが、市へ通知がまいった日にち、国は4月8日付の通知で、国が新労務単価に基づく契約に変更するための特例措置を講じた旨の通知がございました。実はこれが県を経由してまいったものですから、県の受け付けが4月16日、市の受け付けは4月24日でございます。

実はこの入札なんですけども、4月16日に既に資格委員会がございまして、17日には入札の公告を実施していました。ということで、この設計ができ上がったもの、これが入札の手続きのほうに入っていたという状況でございます。実際の入札日は5月17日でございます。

それから、協議の日にち、2号に関しましては、9月の段階で口頭で協議したいというお話がありました。ただ、書面でもらわなければ正式に協議できませんので、書面を求めました。その書面のいただいた日にちは平成25年12月17日でございます。

それから、算定基準ということでご質問がございました。災害公営住宅につきましては、実施設計自体が平成24年度事業で、平成24年度末に実施設計書ができ上がりました。期間がない中で直ちに年度明けに一般競争入札にかけるとということで、スケジュールを組んで実施していましたので、その24年度の基準単価で算定されたものということになります。

あと、ちなみに旧単価との差ですけども、全国平均で15.1%というような県のほうは言い方をしております。あと、被災3県の平均では21%程度上昇していると。それから、建築だけの労務単価、うちのほう平成24年4月1日と25年4月1日で県の基準でそれぞれ単価表がありますので、その労務単価を比較いたしました。そうすると、平均で18%を超える金額の差異があったというような状況でございました。

それと、1億5,000万円以上の追加払い、これは6月議会で議決させていただいたところでございますけども、そういう状況の中で6月議会で新単価を適用させることは難しかったということになります。それ以外の件数でございますが、土木に関しましては、今、県のほうの電子データ、これが4月1日でまいりますので、土木は1件を除き全て新労務単価を適用して積算したということになっています。

建築は、市単独でなかなか積算が難しく、これは委託に出して積算するものが多数ございます。実際に旧労務単価の対象工事は15件あります。このうち10件につきましては、それぞれ業者にお話をさせていただいておりますけども、金額が些少である、いわゆる数万円とか、数十万円なので、企業努力の中で何とか適用したいという、それからあとは申し出のな

いものもありまして、それは10件あります。ただ、5件につきましては、今回、できれば金額が大きいので、協議させてもらってという形になっています。

ちなみに協議という形で国のほう通知が来ているんですけども、現実には単価が変わっているんで、それを適用するよというよな、そういう通知になっています。その場合に変更するときには、当初の請負率があつて、それを新しく適用させたものの金額を算定して、請負率で掛けて、その差額を出して、こういう変更にするという形になっています。

確かに6月議会でやってから8か月以上もたってからという形ではございますけども、現実には業者のほうも、当初は厳しい中で多分見積もりをいただいていたと思うんですけども、そういう中で9月の段階ではやりたいという話があつて、書類が12月に現実に出てきて、それからという形でございましたので、今回の提案になったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 一つは、国交省からの通達、これは各建築業団体の長宛てに通知が4月8日に行っているわけです。そうすると、この業者にも、県のほうから、先ほど建築業協会のほうに5月1日以降来ているということなんですね。そうすると、当然業者の方は知っていると思うんですけども、そしてまた執行部も知っていたわけですから、これがこういうふうにかなり遅く出してくるということは、その辺のところ、もう少し詳しく知りたいことがあります。人件費だけなので、なぜ積算変更できなかったのかということなんですね、もっと早く、それをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに国のほうは建設業協会を通じて、4月8日には多分同じものが行っていると思います。それがあまして、現実には取り扱いという中の話になります。その取り扱いの中では、例えば落札者が決定通知後の工事にあつては、落札者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約するという形になっています。今回は仮契約が5月21日だったと思います。市のほうの適用でホームページに5月20日には流しておりました。ですから、その段階で前契約であることは業者のほうには行っていたと。

それと、なぜ早くできなかったということなんですけども、実は土木の積算であれば、市の電算業務でできるんですけども、建築につきましては、委託業務で、建築設計事務所に設

計をほとんどの大きな工事は委託しております。そうすると、そちらの中で特に建築については、施工単価の中に実は人件費が紛れ込んでいるものがあって、うちのほう都市整備課に一級建築士はいるんですけども、それに見ていただいた中でも、その変更というのは実は簡単にはできないという状況がございました。

その建築を見直すのも、相当の期日が現実にはかかっている。そこから人件費だけを抜き出して、単価を変更して、積み上げていくと、そういう形になりますので、若干の日にちがかかってしまった。これはちょっとうちのほうも誤算だったかなというところもあるし、特にこういう特例措置というのは、記憶にある中で本当に珍しい措置で、私の記憶の中では初めてじゃないかなと思いますので、今回は市のほうの対応も少し戸惑っているところも現実にはありました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この金額なんですけども、この金額を確かに技能労働者に支払われたという確認というのはどのようにするのかお聞きします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 市が5月20日にホームページで流した。その後、さらに追加で旭市発注工事受注者の皆様へという通知をさらに出しています。その中で請負代金の見直しや労働者への賃金水準引き上げ等について、適切に対応するようお願いすると。実はこれは元請業者と下請業者の間で既に締結しているもの、それから請負代金額が変更になったときには、それをお願いします。実際にはお願いになってしまっているんですけども、国も県もお願いになっているんですね。強制力がなかなかない。ただ、対応状況の確認を行う場合があるという形をとらせていただいています。

ですから、施工台帳等、必ず作成しますので、その中でどういう業者、例えば実際には受ける段階で相当高い見積もりを既にもらってしまっていたものもあったと思うんです。ですけども、工事は受けて実施していた。それは多少もしかしたら企業が厳しかった中でやっているかもしれません。ただ、そういう通知を現実に出していると。場合によっては、状況の確認を行う予定であります。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定により、議案第4号に関係いたします林俊介議員の退席を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時53分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第4号は、人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第4号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

ここで林俊介議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時54分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 財産の取得ですが、今まで我々が知った中では、用地が東西ではなくて、南北になっていたような気がしたんですけど、これはいつこのように東西、要するに126号バイパスと同じようになったのでしょうか。

それと、創設換地ということですが、全体についても換地計画は終わっているのでしょうか。

その2点についてお尋ねします。

○議長（高橋利彦） 滑川議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、ご答弁申し上げます。

本非農用地でございますが、換地を計画した時点で、東西で予定してございました。

それと、換地計画でございますが、千葉県換地原案発表、これが昨日20日より飯岡支所にて縦覧しております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川議員。

○17番（滑川公英） そうすると、そのほかの三川西部の換地についても決定しているということですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質疑に対し、農水産課長に答弁を求めます。

○農水産課長（大久保孝治） ただいま換地原案の発表中でございます。基本的な換地のほうは終了してございます。

（発言する人あり）

○農水産課長（大久保孝治） 確定ではございません、原案の発表でございますので。

○議長（高橋利彦） 滑川議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋利彦） 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第105条第2項の規定に基づき、平成29年12月31日まで閉会中の継続審査とする申し出がありました。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

それでは、おはかりいたします。議会運営委員会委員長の申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（高橋利彦） おはかりいたします。議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査申出書について、申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書のとおり決定いたしました。

◎日程第16 閉 会

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしま

した。

これにて平成26年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時 1分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 高橋 利彦

臨時議長 林 正一郎

議員 林 晴道

議員 高橋 秀典